

道州制ビジョン懇談会税財政専門委員会における これまでの議論について

税財政専門委員会では、道州制における税財政制度に係る課題等について具体的検討を加えるため、これまで2回委員会を開催した。

■第1回 平成20年7月25日開催

道州制ビジョン懇談会中間報告及び論点等について意見交換

■第2回 平成20年10月3日開催

中里委員、金澤委員より発表、意見交換

以上の会議における各論点についての主な意見は、以下のとおりであった。

なお、本資料は、12月15日の合同会議に向けて専門委員会での議論の状況を説明するために委員長として作成したものであり、内容について各委員間で合意された状況ではなく、また、意見が出尽くしたものでもない。本専門委員会としては、当初、親会議から示された日程を念頭に、今後の検討を進めていくこととしたい。

<憲法・現行制度との関係について>

- ・憲法改正をしないという前提で議論を進めるべき。現行憲法の下、各道州の条例でどの程度課税ベースや税率を定めることができるか、根源的な行政権をどの程度道州が担うことができるかについては整理が必要。
- ・ゼロベースで考えるのではなく、現行制度を前提にして、そこからどれだけ制度改革をしていくかという視点で議論していくべき。

<権限、事務の分担等について>

- 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 道州は、基礎自治体の範囲を越えた広域にわたる行政、道州の事務に関する規格基準の設定、区域内の基礎自治体の財政格差などの調整を担う。
- 国の役割は、国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定する。
 - ・権限配分案は国・道州・基礎自治体間の機能の重複のない、いわば“横割り”な仕分けとなっているが、それを前提として議論すべきかどうか疑問。
 - ・経済政策や地域振興については、国として責任を持たないと今のグローバル化した国際競争の中で生き残っていけないのではないか。
 - ・現状の都道府県が道州に広域化することに伴うコスト減も税財源の配分に反映される必要があるのではないか。

＜税の配分について＞

○偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築することを旨とする。

- ・権限については中間報告を前提にすることであるが、より具体的に仕事の割振が決まらなと金の割振は決められないのではないか。

＜財政調整について＞

○道州制下における経済及び財政格差の調整についてどのようにすべきか税財政専門委員会において検討する。

- ・地方の役割が大きくなれば地方への税収配分比率は高くなる。一人あたりの税収格差は大きくなるか、いずれにしても存在するため、どうしても財政調整は必要。
- ・国税の割合が小さくなれば、国からの垂直的な調整は不可能。道州間で水平的な調整により財政調整を行うことになるのは必然的な帰結。
- ・日本のように1人あたりの税収に大きな格差がある場合は、水平的財政調整制度がうまく機能しないのではないか。憲法の下での法の平等の観点から、市町村についても国から直接交付する制度が必要。
- ・ナショナル・ミニマムと条件不利の程度に応じ地域経済支援を中央政府の役割から外すことは得策ではない。

＜資産・債務の取扱いについて＞

○国の資産や債務をどのように取り扱うべきか（必要により、道州全体における権限・税財源の移譲が同時に行われるべきではないか）、税財政専門委員会において検討する。

- ・国の資産は道州が時価で買取り、道州債として償還していくこととすべき。
- ・国債を道州債として償還するということとなれば、債務引き受けとなるため債権者を害する可能性もあり、この点だけでも意見の対立が起こりえる。
- ・仮に道州が償還していくこととなれば、その経費も道州に必要な財源として積み上げをした上で税財源の配分を考える必要がある。

＜その他（道州間の調整について）＞

- ・道州に自立権を与えるほど道州間の権限の対立が深刻化するため、課税の問題などの道州間調整は国が責任をもって行うという視点が必要。
- ・広域化に伴うコスト縮減はなされるべきだが、実体的にはなかなか困難であり、相当程度の経過期間が必要。